

令和 7 年度当初予算案における主要な施策

部 室 名
健 康 福 祉 部

新規事業及び重要事業総括表

I 総 額

【一般会計】

区分	令和7年度	令和6年度	伸び率
予算総額	8,409,872千円	7,585,996千円	10.9%
一般会計構成比	19.5%	18.7%	—

【介護保険特別会計】

区分	令和7年度	令和6年度	伸び率
予算総額	10,115,000千円	9,752,000千円	3.7%

II 主な新規事業及び重要施策

(単位 千円)

政策2-1 健康づくりの推進

P 1	健康まつり開催事業	【健康づくり課】	762
P 2	一部新規等 がん対策事業	【健康づくり課】	90,120
P 3	予防接種事業	【健康づくり課】	521,450

政策2-2 地域福祉の推進

P 4	民生児童委員活動支援事業	【福祉課】	28,099
P 5	一部新規等 重層的支援体制整備事業	【福祉課】	26,011

政策2-3 高齢者福祉の推進

P 6	一部新規等 ねんりんピック交流大会開催事業	【ねんりんピック推進プロジェクト】	3,963
P 7	高齢者あんしんみまもりサービス事業	【介護保険課】	13,240
P 8	介護職員就職支援等事業	【介護保険課】	2,000
P 9	難聴者補聴器購入費助成事業	【介護保険課】	5,200

政策2-4 障がい者（児）福祉の充実

P 10	難聴者補聴器購入費助成事業	【障がい福祉課】	600
P 11	障がい者基幹相談支援センター運営事業	【障がい福祉課】	12,187

健康まつり開催事業

担当 健康づくり課 健康増進担当
内線 2658

1 目的

様々な健康づくりの取組を通じて、市民の健康に対する意識の向上を図り、市民ぐるみの健康づくりに寄与する。

2 事業内容

総合体育館を会場に市民の健康イベントとして、食育、健康、歯、薬、こころ、栄養などの相談コーナーや、骨密度等の測定、楽しみながら体験するブースを設け、市民の健康意識の向上を図る。

また、陸上競技場ではスポーツ課によるスポーツフェスティバルを同日開催する。

3 予算額 762千円

<R6年度ポスター>

市制施行70周年記念
いきいき！健康チェック

◆日時 10月13日(日) 9時～13時
◆場所 鴻巣市立陸上競技場(雨天時は鴻巣市立総合体育館で実施)
◆内容 ★ラジオ体操講習会 ★がんを知らう ★食育コーナー
★健康相談 ★歩行測定 ★体組成測定 ★肌年齢測定
※歩行、体組成、肌年齢の測定は、測定できる人数に限りがあります。
※体組成、肌年齢測定は、ペースメーカーを装着している方は測定できません。

★おすすめ企画★
3選

NHK テレビ・ラジオ出演

★ラジオ体操講習会
受付:8時30分～
実施時間:9時15分～10時15分
記念品の配布は先着150人
講師 鈴木 大輔先生
アシスタント 吉江 晴菜さん

●同時開催
スポーツフェスティバル
このす2024
自由参加による体験型のスポーツイベント。ストラックアウト、トランボリン、ポッチャ、ボルダリング、動物ふれあい等の幅広い世代の方が楽しめる体験コーナーがあります。

★がんを知らう
まずはがんを知ることから!!
乳がん触診モデルや触れる展示品で、「見る」「知る」「触れる」を通じて、がんについて考えるきっかけにしませんか?

★食育コーナー
野菜の重さあてゲーム
～1日350gってどのくらい?～
実施時間:11時00分～
参加品品の配布は先着200人
詳細はこちら

◆問い合わせ
鴻巣市健康づくり課(鴻巣保健センター)
☎ 543-1561

協力団体/第一生命株式会社、鴻巣薬剤師会
一般財団法人簡易保険加入者協会
鴻巣市食生活改善推進員協議会
シンコースポーツ株式会社

雨天時のご案内について
当日午前7時に花火の打ち上げがない場合は、会場が鴻巣市立総合体育館に変更となります。
受付:9時から
場所:鴻巣市立総合体育館アリーナ
持ち物:室内履き(靴を入れる袋)
当日連絡先:鴻巣市立総合体育館
☎ 543-0101
実施内容等の詳細はこちら

<がんを知らうの様子>



<食育コーナーの様子>



がん対策事業

担当 健康づくり課 健康増進担当
内線 2658

1 目的

健康増進法第19条の2に規定される健康増進事業として、胃がん・肺がん・子宮がん・乳がん等検診の実施により、疾病の早期発見・発症及び重症化予防を図るとともに、がん患者の社会生活・療養を支援する。

2 事業内容

(1) がん患者のアピアランスケアを支援 新規

がん患者の外見の変化に起因する苦痛の軽減を図るため、アピアランスケア用品の購入費用の一部を助成する。

① 助成対象者

本市在住のがん患者で、その治療に起因する症状によりアピアランスケア用品を購入した方

② 助成対象品

①医療用ウィッグ ②胸部補整具

③ 助成額

助成対象経費の額または10,000円のいずれか低い額（①②それぞれにつき1人1回限り）

(2) 若年がん患者の在宅療養を支援 新規

若年層の終末期がん患者が自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要な生活支援等に対し、その一部を助成する。

① 助成対象者

本市在住の18歳以上40歳未満の終末期がん患者で在宅療養生活への支援及び介護が必要な方

② 助成対象サービス等

①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③福祉用具貸与 ④福祉用具購入 ⑤意見書の作成

③ 助成額

サービス等に要する経費の10分の9に相当する額（上限／①②③1月当たり72,000円、
④1人当たり90,000円、⑤5,000円1回限り）

(3) 集団検診

① 胃がん検診（40歳以上の方） ② 肺がん検診（40歳以上の方）

③ 乳がん検診（40歳以上の女性・隔年）

(4) 個別検診

① 子宮がん検診（20歳以上の女性・隔年） ② 乳がん検診（40歳以上の女性・隔年）

③ 大腸がん検診（40歳以上の方） ④ 前立腺がん検診（50歳以上の男性）

⑤ 胃ペプシノゲン検査（40歳から75歳の5歳刻みの年齢の方）

(5) 受診勧奨

対象者への受診券はがきの送付や精密検査未受診者への電話等による個別の受診勧奨を実施するとともに、子宮がん検診・乳がん検診の初めて対象となる翌年の受診対象者に対して無料クーポン券を配付する。

3 予算額 90,120千円

予防接種事業

担当 健康づくり課 健康管理担当
内線 2649

1 目的

予防接種法に規定される「定期予防接種」の実施と、「行政措置（任意）予防接種」の接種費用に対する一部助成の実施により、感染症の発症及び重症化予防を図る。

2 事業内容

(1) 子どもの予防接種

① 定期予防接種

- ・ヒブ感染症 ・小児用肺炎球菌感染症 ・B型肝炎 ・ロタウイルス感染症 ・結核（BCG）
- ・四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ） ・麻疹風しん混合
- ・五種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ感染症）
- ・水痘（水ぼうそう） ・日本脳炎 ・二種混合（ジフテリア、破傷風）
- ・ヒトパピローマウイルス感染症

② 行政措置（任意）予防接種 ※保護者の希望により接種

- ・おたふくかぜ ・ポリオ（5回目）（県内で本市のみ実施） ・インフルエンザ（小児）

(2) 大人の予防接種

① 定期予防接種

- ・高齢者の肺炎球菌感染症 ・インフルエンザ（高齢者） ・新型コロナ（高齢者）

② 行政措置（任意）予防接種

- ・高齢者の肺炎球菌感染症 ・带状疱疹

(3) 予防接種健康被害給付（新型コロナウイルス含む）

健康被害が認定された方に対して給付金を給付。

3 予算額 521,450千円

**二種混合（破傷風・ジフテリア）
ワクチン接種はお済みですか？**

二種混合の予防接種は13歳のお誕生日の前日までが定期接種の期限となります。お誕生日を過ぎると接種費用は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

二種混合ワクチン（破傷風・ジフテリア）

破傷風菌は土の中にいる菌が傷口から感染し、ジフテリア菌は飛沫感染で起こる感染症です。感染を防ぐには予防接種で免疫を作ることが重要です。

【接種する場合】

市の契約する医療機関での個別接種となります。接種には予約が必要ですが、お持ちでない場合は保健センターまでお問い合わせください。

*このお手紙は、令和5年9月末までに、接種が確認できなかった方に送付させていただきました。すでに接種がお済みになっている場合は、ご返却ください。

定期予防接種（A類疾病）の接種時期一覧

（注）接種開始の起算日は接種した日の翌日です。接種開始は法令では日数で定められていますが、たとえば「1週間の間隔」というのは「1週間後の同じ曜日の日以降」と考えてください。

	1 か 月	2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	9 か 月	10 か 月	11 か 月	12 か 月	13 か 月	14 か 月	15 か 月	16 か 月	17 か 月	18 か 月	19 か 月	20 か 月
ロタウイルス 感染症 (12歳未満)																				
5価終口麻疹 ロタウイルスワクチン (5歳未満)																				

（※）初回接種については、生後2月1日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間として接種します。

	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	9 か 月	10 か 月	11 か 月	12 か 月	13 か 月	14 か 月	15 か 月	16 か 月	17 か 月	18 か 月	19 か 月	20 か 月
B型肝炎 (14歳未満)																		
ヒブ感染症 (15歳未満)																		
小児の肺炎球菌感染症 (18歳未満)																		
ジフテリア(D)・破傷風(T)・百日せき(P) (21歳未満)																		
ジフテリア(D)・破傷風(T) (21歳未満)																		
BCG (25歳未満)																		
麻疹(M)・風しん(R) (MR-MR) (27歳未満)																		
水痘 (水ぼうそう) (30歳未満)																		
日本脳炎 (31歳未満)																		
ヒトパピローマ ウイルス感染症 (34歳未満)																		

民生児童委員活動支援事業

担当 福祉課 福祉総務担当
内線 2613

1 目的

民生委員・児童委員協議会連合会の活動及び各民生委員・児童委員の活動を支援するため補助金を交付するとともに、民生委員推薦会を運営する。令和7年度は、3年に一度の一斉改選の年。

※ 令和7年1月末現在195人（定数202人）

2 事業内容

（1）民生委員・児童委員協議会連合会へ補助金を交付

ア 地区民生委員・児童委員協議会補助金

連合会を通じて10地区協議会の活動を支援

イ 民生委員・児童委員活動費

連合会を通じて各民生委員・児童委員の活動を支援

（2）民生委員推薦会の運営

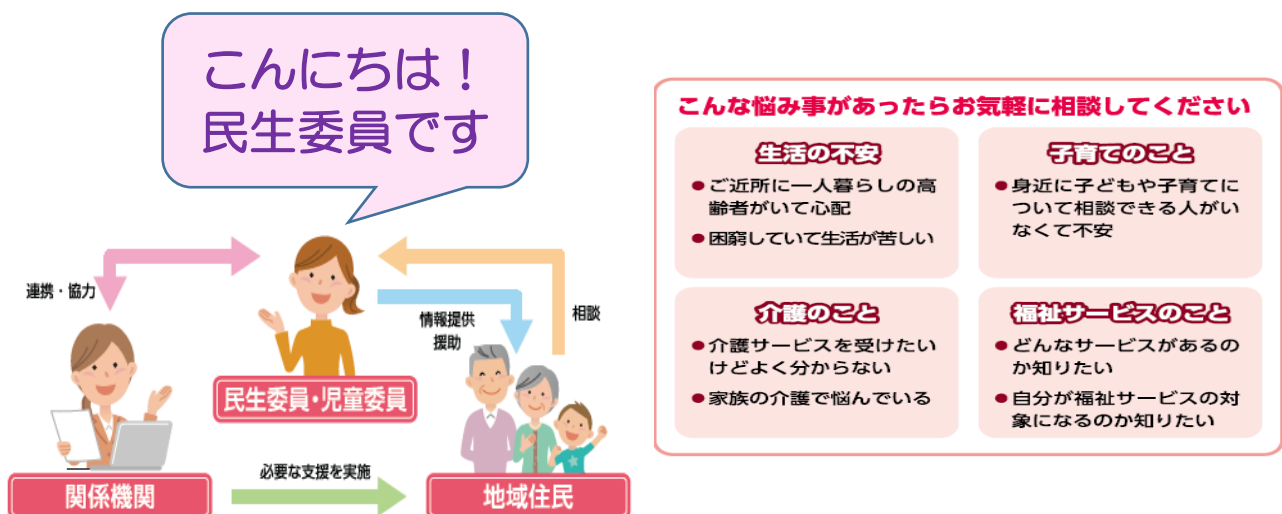
・任期3年（民生委員法第10条）

・地域より推薦された民生委員候補者を鴻巣市民生委員推薦会に諮り県に進達

・県は厚生労働大臣に推薦し、推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱

【委嘱状伝達式】令和7年12月・・・クレアこうのす大ホールにて実施予定

3 予算額 28,099千円



重層的支援体制整備事業

担当 福祉課 地域共生担当

内線 2684

1 目的

社会福祉法第106条の4第2項の規定に基づき、市民の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。

2 事業内容

(1) 重層的支援会議の開催

相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービスへのつなぎや、適切な支援方針（支援プランの作成）について協議し、支援団体や支援機関との共有を図る。

(2) 地域における居場所づくり

地域における多世代や属性を越えた住民同士が交流できる場や居場所を確保し、交流・参加・学びの機会などのコーディネートを行う。

(3) 多機関協働

相談機関や支援機関、医療や介護などの専門機関との顔の見える関係性を構築し、連携・協働の基盤づくりを行い、誰ひとり取り残さない支援体制を構築する。

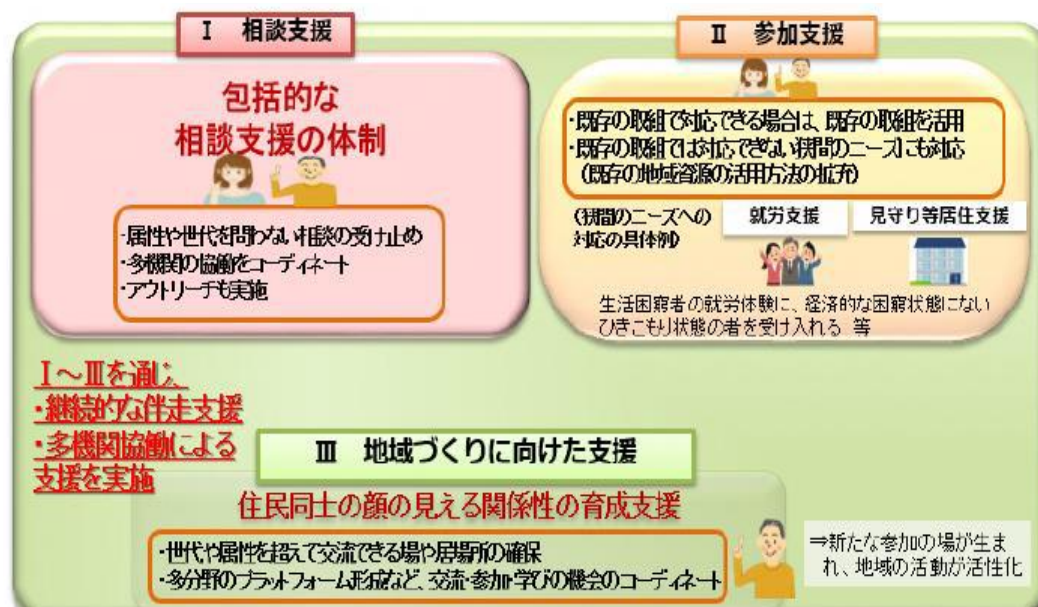
(4) 福祉かけこみ相談ホットライン

市民の複雑化・複合化した相談を受け付ける。課題に応じた支援会議を開催し、市担当課や支援機関と協働で課題解決策を検討する。併せて潜在化した課題の発掘にも努める。

(5) 軟骨伝導イヤホンの設置

耳の聞こえに困難さのある方に利用いただく「軟骨伝導イヤホン」を窓口に設置。

3 予算額 26,011千円



ねんりんピック交流大会開催事業

担当 ねんりんピック推進プロジェクト

内線 3386

1 目的

全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、スポーツ交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進・社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するもの。毎年各地で開催され、令和8年度第38回大会は埼玉県が開催地となり、本市はソフトボール競技の会場となる。

【大会概要】

（1）開催日時

令和8年11月7日（土）～11月10日（火）（4日間）

（2）開催種目

ソフトボール競技 ※「健康づくり教室」や「おもてなしイベント」などを同時開催

（3）会場

吹上総合運動場、上谷総合公園、川里中央公園

（4）参加チーム（計画）

71チーム（1,065名） ※年齢60歳以上で構成

2 事業内容

令和7年度は、市実行委員会を立ち上げ、高齢者や全ての方が「人生100年時代」を目指す機運を高める大会とするとともに、鴻巣市の魅力や、おもてなしの心を届ける大会を目指し、準備を進める。

3 予算額 3,963千円



ねんりんピックはばたけ鳥取2024の様子（ソフトボール競技会場）

高齢者あんしんみまもりサービス事業 (要援護高齢者等支援事業・認知症サポーター養成等任意事業)

担当 介護保険課 高齢福祉担当

内線 2672

1 目的

65 歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者及び見守りが必要とされる高齢者世帯を対象に、日常生活上の緊急事態における高齢者及びその家族等の不安を解消するとともに、安心・安全な生活を確保することで高齢者の福祉の増進を図る。

2 事業内容

見守りが必要な高齢者に対して、様々な見守りサービスを案内し、サービスの利用に際して月額 2,000 円を上限に市が負担する。

(1) 対象者（次の要件をすべて満たす方）

- ① 市内に住所を有する 65 歳以上の独居在宅の者・見守りが必要とされる高齢者世帯
- ② 同一敷地内又は同一建物内に居住する親族等がいない者

(2) 助成額：2,000 円上限

(3) サービスの種類

- ① 高齢者の自宅に通信機能を有する電球を設置し、見守りを行うサービス
- ② 高齢者の自宅へ訪問、電話等を行うことにより見守りを行うサービス
- ③ 緊急時通報システムに相当するサービス

3 予算額 13,240 千円（一般会計：1,000 千円、介護保険特別会計：12,240 千円）



介護職員就職支援等事業

担当 介護保険課 事業者担当
内線 2664

1 目的

市内の介護施設への介護職員の就職を支援することにより、介護施設における介護職員不足の解消を図る。

2 事業内容

下記対象者へ補助金を10万円（就職に合わせて鴻巣市に転入した場合30万円）支給する。

（1）対象者（次の条件をすべて満たす方）

- ① 市内の対象介護施設に下記資格を有する介護職員として新たに就職し、3年以上継続して勤務すること、又は就職時に資格がなく、就職後に資格を取得した後、3年以上継続して勤務すること（就職から5年以内に資格を取得した場合に限る）
- ② 1週間の勤務時間が1年を平均して32時間以上、又は1か月128時間を超える勤務条件で対象介護施設と雇用契約を締結し、3年以上継続して勤務すること
- ③ 同系列施設からの異動、市内の他の介護施設からの転職ではないこと
- ④ 市区町村民税の滞納がないこと
- ⑤ 補助金の返還が生じた場合に速やかに返還する旨の誓約書を提出できること

（2）対象介護施設

- ① 市内の地域密着型サービスを実施する事業所
- ② 市内の施設サービスを実施する事業所

（3）資格を有する介護職員（次のいずれかの資格がある方）

介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士

3 予算額 2,000千円



難聴者補聴器購入費助成事業

担当 介護保険課 高齢福祉担当
内線 2672

1 目的

聴力機能の低下により日常生活に支障をきたしている身体障害者手帳の交付対象とならない65歳以上の高齢者に対して、補聴器購入費用の一部を助成することにより、家族や地域社会とのより良いコミュニケーションを確保し、社会参加を促進するとともに、閉じこもりやうつ病、認知症及びフレイル（虚弱状態）等の予防を図る。

なお、障がい福祉課では、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上64歳以下の中等度の難聴者に対して、同様の助成を実施する。

2 事業内容

(1) 対象者：① 65歳以上の者

② 本市に住所を有する者

③ 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない者

④ 指定医師が補聴器を装用する必要があると認める者

⑤ 市税等に滞納がない者

(2) 助成額：40,000円上限

(3) 助成回数：1回（イヤーマールド等付属品可、両耳2台も1回の扱い）

※医療機器であること、集音器は音響機器のため不可

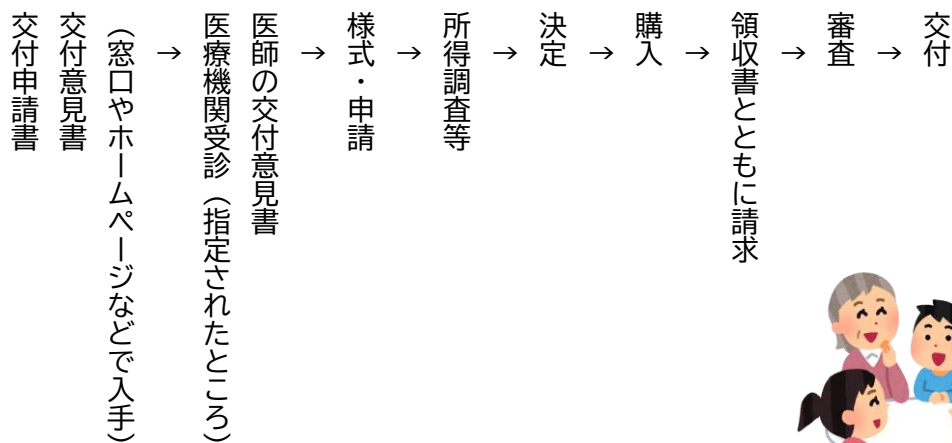
※5年経過で再申請可（障害者総合支援法の補装具耐用年数と同様）

※修理等不可

(4) 所得制限：世帯のうち市民税所得割の最多納税者納税額46万円未満

※障害者総合支援法の補装具自己負担上限額、本市難聴児助成事業と同様

3 予算額 5,200千円



難聴者補聴器購入費助成事業

担当 障がい福祉課 自立支援担当
内線 2692

1 目的

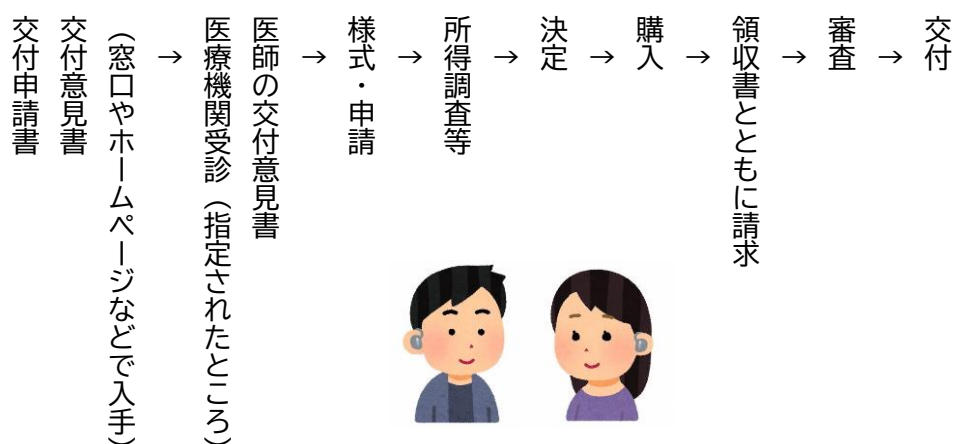
聴力機能の低下により日常生活に支障をきたしている身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上64歳以下の中等度の難聴者に対して、補聴器購入費用の一部を助成することにより、家族や地域社会とのより良いコミュニケーションを確保し、社会参加を促進するとともに、閉じこもりやうつ病等の予防を図る。

なお、介護保険課では、65歳以上の高齢者に対して、同様の助成を実施する。

2 事業内容

- (1) 対象者：① 18歳以上から64歳以下の者
② 本市に住所を有する者
③ 両耳の聴力レベルが40デシベル以上かつ身体障害者手帳の交付対象とならない者
④ 一定の効果が期待できると医師が判断する者
⑤ 市税等に滞納がない者
- (2) 助成額：40,000円上限
- (3) 助成回数：1回（イヤーマールド等付属品可、両耳2台も1回の扱い）
※医療機器であること、集音器は音響機器のため不可
※5年経過で再申請可（障害者総合支援法の補装具耐用年数と同様）
※修理等不可
- (4) 所得制限：世帯のうち市民税所得割の最多納税者納税額46万円未満
※障害者総合支援法の補装具自己負担上限額、本市難聴児助成事業と同様

3 予算額 600千円



障がい者基幹相談支援センター運営事業

担当 障がい福祉課 自立支援担当
内線 2692

1 目的

地域における障がい者相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者総合支援法第 77 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月に設置。

2 事業内容

- (1) 設置場所 (鴻巣事務所) 鴻巣市本町 1-1-3 エルミ 2 4 階 生活支援センター「夢の実」内
(北本事務所) 北本市中丸 9-259 地域共生プラザびおもす 3 階
- (2) 開 所 日 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 (祝祭日及び年末年始を除く。)
- (3) 業務内容 ①総合的・専門的な相談支援の実施
②地域の相談支援体制強化
③地域課題の解決に向けての取組
④地域移行・地域定着の促進
⑤権利擁護・虐待の防止
⑥地域生活支援拠点事業
- (4) 運営主体 夢の実・しゃろーむ共同企業体 (本市・北本市の共同委託)
構成：社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会、社会福祉法人一粒

3 予算額 12,187千円

